

ドナーミルクの利用拡大を求める件

我が国では、出生時の体重が2,500グラム未満の低出生体重児が、約10人に1人の割合で生まれている。特に、医療的なケアや継続的な支援が必要とされる1,500グラム未満の極低出生体重児にとっては、感染症や合併症等のリスクを軽減する観点から、出産後早期に母乳を与えることが有効とされている。

しかし、母体の健康状態等により、母親から十分な母乳が得られない場合があり、その代替として、寄付された母乳である「ドナーミルク」を提供する「母乳バンク」の取組は極めて重要である。

現在、我が国では、一般社団法人日本母乳バンク協会と一般財団法人日本財団母乳バンクの2法人が国内3箇所の母乳バンク拠点の運営を担い、ドナーミルクを医療機関に提供している。しかしながら、ドナーミルクに関する法的な位置付けは明確でなく、制度としての基盤整備が十分とは言えない状況にある。また、ドナーミルクの使用に係る費用等が医療機関等の負担となっていることや、ドナー登録に係る検査・事務手続きが負担となり、登録施設の増加に当たっての課題となっていると考えられる。

よって、国会及び政府におかれては、低出生体重児等の命を守り、その健やかな成長を支える観点から、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 医療機関がドナーミルクを必要とする乳児に十分提供できるよう、ドナーミルクの法的な位置付けを早期に明確化すること。
- 2 ドナーミルクを安定的に供給するため、母乳バンクの運営、ドナーミルクの殺菌処理及びドナー登録や検査等に対する支援を行うこと。
- 3 ドナー登録者数を増やすため、産婦健康診査や産後ケア事業等における周知機会の拡大を図ること。
- 4 ドナーミルクの重要性及び正しい知識について、医療現場及び国民への普及啓発を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月26日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣（こども政策） 様

仙台市議会議長 野田 譲